

# 家畜共済のご加入にあたって (重要事項説明書)

この説明書は、家畜共済の加入にあたり、あらかじめご承知いただきたい重要事項(契約概要、注意喚起情報)をまとめたものです。必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、加入申込みいただきますようお願いいたします。

## 1.「契約概要」の項目

以下、重要な事項のうち家畜共済の仕組みの内容をご理解いただくために必要な情報を記載しています。

### (1) 共済の仕組み(家畜共済の仕組み)

農業共済事業は、国の農業災害対策として、農業保険法に基づき運営が行われ、行政庁の指導・監督のもと、当組合と国が保険関係を結び、各々が責任の一部を負担し、危険分散を図るなど、安定した事業ができる仕組みとなっています。

家畜共済は、牛・馬・豚を加入の対象とし、死亡廃用共済では加入家畜が死亡及び廃用となったとき、死亡廃用事故共済金を支払います。また、疾病傷害共済では病傷共済金支払限度額を上限として疾病及び傷害の診療費(初診料は除く。)を疾病傷害事故共済金として支払います。

#### ア 包括・個別対象家畜と共済目的の種類

##### 死亡廃用共済

包括共済対象 家畜の種類	共済目的の種類
牛	<p>搾乳牛……………満24月齢以上の乳牛の雌であって搾乳の用に供されるもの。</p> <p>繁殖用雌牛……………満24月齢以上の肉用牛の雌であって繁殖の用に供されるもの。</p> <p>育成乳牛……………満24月齢未満の乳牛の雌。(子牛を共済目的とする共済関係に付されて(子牛等選択なし) いるものを除く)</p> <p>育成乳牛……………満24月齢未満の乳牛の雌(子牛を共済目的とする共済関係に付されているものに限る)及び牛の胎児のうち乳牛であるもの。</p> <p>育成・肥育牛… 搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛及び種雄牛以外の牛。(子牛を共済目的とする共済関係に付されているものを除く)</p> <p>育成・肥育牛… 搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛及び種雄牛以外の牛(子牛を共済目的とする共済関係に付されているものに限る)並びに牛の胎児のうち乳牛でないもの。</p>
馬	<p>繁殖用雌馬……………満36月齢以上の馬の雌であって繁殖の用に供されるもの。</p> <p>育成・肥育馬… 繁殖用雌馬及び種雄馬以外の馬</p>
豚	<p>種豚……………出生後第5月の月の末日を経過した豚であって繁殖の用に供されるもの。</p> <p>特定肉豚……………農家単位に年間一括で引受けるもの。(出生後第20日又は、離乳した日から種豚になるまでの肉豚、期間は1年間)</p> <p>群単位肉豚…飼養群を単位として引受けるもの。(出生後第20日又は、離乳した日から8月の末日までの肉豚)</p>

個別共済対象 家畜の種類	共済目的の種類
牛	乳用種雄牛…家畜改良増殖法に基づく「種畜証明書」の交付を受けているもの。 肉用種雄牛…家畜改良増殖法に基づく「種畜証明書」の交付を受けているもの。
馬	種雄馬……………家畜改良増殖法に基づく「種畜証明書」の交付を受けているもの。

## 疾病傷害共済

包括共済対象 家畜の種類	共済目的の種類
牛	乳用牛……………乳牛の雌。(子牛を共済目的とする共済関係に付されているものを除く) (子牛選択なし)
	乳用牛……………乳牛の雌。(子牛を共済目的とする共済関係に付されているものに限る) (子牛選択あり)
	肉用牛……………乳用牛及び種雄牛以外の牛。(子牛を共済目的とする共済関係に付されてい (子牛選択なし) るものを除く)
	肉用牛……………乳用牛及び種雄牛以外の牛。(子牛を共済目的とする共済関係に付されてい (子牛選択あり) るものに限る)
馬	一般馬……………繁殖用雌馬及び育成・肥育馬。
豚	種豚……………出生後第5月の月の末日を経過した豚であって繁殖の用に供されるもの。

個別共済対象 家畜の種類	共済目的の種類
牛	乳用種雄牛…家畜改良増殖法に基づく「種畜証明書」の交付を受けているもの。 肉用種雄牛…家畜改良増殖法に基づく「種畜証明書」の交付を受けているもの。
馬	種雄馬……………家畜改良増殖法に基づく「種畜証明書」の交付を受けているもの。

※牛胎児について……………死亡廃用共済には加入できるが疾病傷害共済には加入できません。

## イ 加入のしかた

家畜共済の共済関係は次に掲げる「包括共済」と「個別共済」の2種類があり、さらに各共済に死亡廃用共済、疾病傷害共済があり、それぞれ農家の加入申し込みを農業共済組合が承諾することによって成立します。

(ア) 包括共済は、死亡廃用共済、疾病傷害共済ともに農家ごと共済目的の種類別に全頭加入を原則とし、子牛(胎児)を共済目的とする場合には母牛・子牛・胎児を1体とします。(胎児の加入については死亡廃用共済のみです。)

なお、肉豚については離乳または導入日を同じくする飼養群ごとに全郡加入する群単位引受方式と、飼養する特定包括共済農家を農家単位に年間一括で引受する農家単位引受方式があります。

(イ) 個別共済は、死亡廃用共済、疾病傷害共済ともに乳用種雄牛・肉用種雄牛・種雄馬1頭ごとの加入とします。

## ウ 加入申込と共済関係(契約)の成立

家畜共済加入申込書に必要事項を記入・押印して組合に加入の申込みを行い、組合がその申込みを承諾したときに共済関係(契約)が成立します。

なお、新規の引受にあたっては、獣医師が健康診断を行い、個別共済については次の(ア)(イ)(オ)のいずれかに該当する場合、包括共済については(ア)(イ)(カ)に該当する場合、もしくは(イ)(ウ)(オ)に該当する家畜が多く包括共済関係を成立させると他の組合員との間に衡平を欠くおそれがある場合は加入することができませんので、ご留意願います。

- (ア) トレーサビリティ等の情報を受けられないもの。
- (イ) 発育不全、衰弱、奇形、不具または悪癖の著しいもの。
- (ウ) 疾病にかかり、または傷害を受けているもの。
- (エ) 通常の飼養管理または供用の方法と著しく異なる方法で飼養管理され、もしくは供用され、またはその恐れがあるもの。
- (オ) 12歳を超える牛、明け17歳以上の馬または6歳を超える種豚。
- (カ) 飼育する家畜の頭数の確認が困難なもの。

## (2) 補償の内容(共済事故)

### ア 死亡廃用共済事故(共済金の支払対象となる事故)

#### (ア) 死亡事故

と殺による死亡を除く死亡事故。家畜伝染病予防法に基づく法令殺。

#### (イ) 廃用事故

- ・疾病または不慮の傷害により死に瀕したとき。(第1号)
- ・不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥ったとき。(第2号)
- ・骨折、は行、両眼失明、または、伝達性海綿状脳症、牛白血病、創傷性心臓のう炎、特定の原因により採食不能となるものであって治癒の見込のないものによって使用価値を失ったとき。(第3号)
- ・盗難あるいは行方不明となり、30日を経過しても生死不明のとき。(第4号)
- ・乳牛の雌、種雄牛、種雄馬が治癒の見込のない生殖器の疾病または傷害により、繁殖能力を失ったとき。すなわち、責任の始まる日に妊娠していた場合、その日以後に妊娠した場合、または生殖器の外傷等能力喪失の原因が共済責任開始後にある場合。(第5号)
- ・乳牛の雌が治癒の見込のない泌乳器の疾病または傷害により、泌乳能力を失ったことが泌乳期において明らかとなったとき。(第6号)
- ・牛が出生時において、奇形または不具であることにより、将来の使用価値のないことが明らかとなったとき。(第7号)

### イ 死亡廃用共済金の支払額

次のAまたはBの計算値のうち、いずれか小さい額を共済金としてお支払いします。

$$A = \left[ \begin{array}{l} \text{事故家畜の価額} \\ - \left( \begin{array}{l} \text{残存物価額} \\ \text{廃用家畜の評価額} \\ \text{補償金等(除手当金)} \end{array} \right) \end{array} \right] \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$$

$$B = \text{事故家畜の価額} - (\text{肉皮等残存物価額又は廃用家畜の評価額} + \text{法令殺に伴う手当金} + \text{支援金} + \text{補償金等})$$

なお、Aの場合の残存物価額は、事故になった家畜の評価額の2分の1を限度とします。

※枝肉取引の基準額

=基準単価×枝肉重量－処理経費

生体取引の基準額 = 基準単価×廃用家畜の体重×1/2－処理経費

※乳用子牛・胎児を補償対象としている場合で、胎児の品種が引受時点と事故時点で異なる場合は、評価額が低い方の胎児の評価額で共済金を計算します。

※死廃共済金支払限度額の算定方法は、次の式により算定されます。

死廃共済金支払限度額 = 共済金額×死廃共済金支払限度率

### ウ 疾病傷害共済事故(共済金の支払対象となる事故)

共済金支払対象となるすべての疾病及び傷害で、獣医師により診療を受けた場合となります。

### エ 疾病傷害共済金の支払額

治療に要した費用(診療費)が共済金となり、給付基準の範囲内において、一定額(農家ごとおよび共済目的の種類ごとの共済金額)までは共済金が支払われます。

なお、組合家畜診療所を利用した場合は、診療費と共済金が相殺されます。

ただし、初診料は除きます。

(2020年1月引受の組合員から「畜主負担1割」方式になるため、初診料を含めて診療費の9割の額をNOSAIから獣医師に支払い、残り1割の額を畜主は獣医師に支払うこととなります。)

※疾病傷害共済の共済金額は包括共済関係においては、包括共済目的の種類ごと、個別共済関係においては家畜ごとに、次の式により計算されます。

病傷共済金支払限度額 = 共済価額×病傷共済金支払限度率

疾病傷害共済金額 = 病傷共済金支払限度額×農家選択割合

※農家選択割合については上限100%まで選択できます。

## (3) 共済責任期間(補償期間)又は共済掛金期間

### ア 共済責任期間

原則として共済掛金払込みの翌日から、包括共済関係にあっては組合員が養畜の業務を営まなくなったとき、個別共済関係にあってはその家畜の出荷、死亡・廃用の日までの期間です。ただし、次の共済掛金期間に対応する共済掛金が払込まれなかったときは、払込み済の共済掛金に対応する共済掛金期間終了の日までの期間です。

### イ 共済掛金期間

牛、馬及び種豚については1年間です。また、肉豚の農家単位引受方式は1年間ですが、群単位引受方式は群ごと加入した日から、出生後第8月の末日までとなります。ただし、共済掛金期間の始期又は終期を統一するため必要があるときは、これより短い期間とすることができます。

## (4) 引受条件(共済金額等)

死亡廃用共済の共済金額は、共済価額を基礎として、最高は共済価額の8割を限度とし、最低は共済価額の2割(肉豚は4割)の範囲内で加入者が選択した金額とします。

疾病傷害共済の共済金額は病傷共済金支払限度額の額までの範囲内で加入者が選択した金額とします。

## (5) 共済掛金等に関する事項

- ア 共済掛金は、共済目的の種類ごとに次のように算出します。  
農家負担共済掛金 = 共済金額 × 共済掛金率 - 国庫負担掛金  
(国庫負担割合は、牛・馬50%、豚40%です。)
- イ 組合員の事故の実態により、包括共済のすべての共済目的ごとに「危険段階別共済掛金率」を設定しています。
- ウ 共済掛金率は直近の3ヵ年の被害率をもとに3年ごとに改定されます。危険段階別共済掛金率は年度ごとに設定します。
- エ 事務費として賦課金をいただきます。
- オ 共済掛金期間内に飼養を中止しても解約はできません。分納掛金が残っている場合は掛金を納入していただきます。

## (6) 共済掛金等の払込みに関する事項(共済掛金等払込方法、共済掛金等払込期間)

### ア 共済掛金等払込方法

共済掛金等の払込みは原則口座振替とします。払込期日は家畜共済掛金納入告知書で通知します。

### イ 共済掛金等払込期間

- ・新規加入は納入告知書に記載された払込期日
- ・継続加入は共済掛金期間満了の日(満了の日の翌日から2週間まで猶予)
- ・分割納入の第2回目以降は分割納入告知書に記載された払込期日(その日の翌日から2週間まで猶予)
- ・共済金額を増額する場合は導入のあった場合に、その導入の日から2週間以内に増額請求ができ、共済金額増額請求の日から2週間以内とします。

## (7) 解約返戻金等の有無及びそれらに関する事項

組合員が告知義務に違反した場合、共済金の給付を目的として損害を生じさせ、または、生じさせようとした場合には、組合は当該共済関係を将来に向かって解除できます。なお、共済事故発生後に共済関係を解除した場合であっても、共済事故がその無通知の事実又は不実の通知に基づかないことを組合員が証明した場合を除き、組合には共済金を支払う責任はありません。また、既に共済金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

## 2. 「注意喚起情報」の項目

以下、重要な事項のうち特に注意いただきたい情報を記載しています。

### (1) 告知義務等の内容

次の場合は、加入者から組合への通知が義務づけられています。この通知義務を怠ると補償を満額受けられない場合がありますので、ご留意願います。

## ア 家畜の異動があったとき

### 死亡廃用共済

次に記載されている異動が生じた場合には遅滞なく必ずその旨を通知しなければならない。

- ・ 農場の譲受け、畜舎の増築等養畜の業務に著しい変更があった場合。
- ・ 共済事故の発生による飼養頭数の減少を補うことを目的とする場合。(火災及び自然災害等)
- ・ 養畜の業務の規模の著しい変更に伴い共済目的の家畜を飼養しなくなった場合。

### 疾病傷害共済

次に記載されている異動が生じた場合であって共済金額の変更を希望するときは、当該異動日から2週間以内に申し出をしなければならない。

- ・ 共済目的の家畜を使用することとなった場合。
- ・ 養畜の業務の規模の著しい変更に伴い共済目的の家畜を飼養しなくなった場合。

## イ 家畜に疾病及び傷害が発生したとき。

## ウ 家畜が死亡及び廃用となったとき。

## エ 放牧や共進会に出陳するとき。

## オ 家畜が行方不明になったとき。

## カ 乳用子牛・胎児を補償対象としている場合で、引受時以後に胎児の品種を変更する場合は、当該胎児価額の変更を必要としたとき(人工授精等の後239日以内に通知が必要)

## (2) 支払事由に該当しない場合及び免責事由等の共済金をお支払いできない場合のうち主なもの

### ア 待期間

新規に共済責任期間が開始した後2週間(この期間を待期間といいます。)の間に事故があっても、事故の原因が共済責任期間の開始後であることが明確でない場合は、補償を受けることができませんので、ご留意願います(導入された家畜については、導入の日の翌日から2週間が待期間となります。ただし導入元の農家が家畜共済に加入していた場合で家畜商等を通じ、1週間以内に導入された家畜には待期間は適用されません。)

### イ 共済金が支払えない場合

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような場合には家畜共済にかかる共済金の全部または一部をお支払いできないことがありますので、ご留意願います。

- ・ 加入者が通常すべき管理その他損害防止の義務を怠ったとき。
- ・ 牛トレーサビリティ法に基づく家畜改良センターへの届出等及び飼育家畜の個体管理を行っていないために個体情報の確認が困難な場合。
- ・ 競馬法による競争に馬を出走させたことによって損害が生じたとき。
- ・ 観光牧場等において、乳搾り体験、乗馬体験等に供したことにより発生した事故。
- ・ 加入者が損害防止のため特に必要な処置について、組合の指示に従わなかったとき。
- ・ 加入者が行うべき異動通知、事故発生通知、または損害通知の義務を怠ったとき、または悪意もしくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- ・ 共済掛金を分納する場合において、加入者が正当な理由がないのに、第2回目以降の払込みを遅滞したとき。
- ・ 加入者が加入申し込みの際に、現に飼養している家畜に対して、悪質又は重大な過失によってこれを通知せず、または不実の通知をしたとき。

1. 共済目的の種類(包括共済関係にあつては包括共済家畜区分)

2. 家畜の頭数

3. 疾病にかかり、若しくは傷害を受けているものがあること又は疾病若しくは傷害の原因が生じているものがあること。

- ・ 共済責任期間の開始する前に生じていた疾病もしくは傷害またはその原因が生じていた疾病もしくは傷害によって損害が生じたとき。
- ・ 事故除外方式の変更により、新たに共済事故となったものにかかる損害が、その変更前に生じていた疾病もしくは傷害またはその原因が生じていた疾病もしくは傷害によって生じたとき。
- ・ 継続時に共済金額が増額された場合、その増額前に生じていた疾病もしくは傷害またはその原因が生じていた疾病もしくは傷害によって損害が生じたとき。
- ・ 加入者または加入者同一の世帯に属する親族が故意または重大な過失によって損害が生じたとき。ただし、損害賠償の責任を負うことによって生じることのある損失をてん補するために、他人の所有するものを共済に付した場合は、故意によって損害が生じたとき。
- ・ 加入者が肉豚の包括共済関係成立後に新たに肉豚を導入したとき、または飼養している肉豚が加入資格日齢に達したときに、正当な理由がないのに当該肉豚にかかる共済掛金の払込みを遅滞したとき。
- ・ 組合が告知を求めたものについて、故意もしくは重大な過失により事実の告知をせず、または不実の告知をしたとき。

## ウ 共済金の返還を求める場合

期末調整時に加入頭数の減少があり死廃限度額が減少した場合、死廃限度額を超えた分の支払共済金の返還を求める場合があります。

## (3) 共済掛金等の払込猶予期間、共済契約の失効

組合員は、共済掛金期間の満了の日までに、次の共済掛金期間に対する共済掛金を組合に払い込まなければならないが、その共済掛金期間の満了の日の翌日から2週間の猶予期間があります。共済掛金を払い込まないまま、この猶予期間を経過したときは、その共済関係は猶予期間の初日から効力を失います。

## (4) 廃用事故の主な留意事項

- ア** 慢性的な疾患(関節炎、放線菌症等)は治療経過のないものは廃用としない。
- イ** 乳房炎は責任開始後に正常泌乳が確認されていること。また、獣医師の指示がなく自家治療しただけの場合は廃用としない。罹患分房(盲乳、漏乳、乳頭損傷等を含む)は3分房以上とする。
- ウ** 繁殖障害は責任開始後に分娩または妊娠の事実があること。また、分娩後3ヵ月以内に検診または授精を受けていること。
- エ** 自家出荷した牛が、と畜場で牛白血病又はBSEと診断された場合は廃用事故として取り扱う。なお、牛白血病の場合全廃証明書を組合員が受け取って3日以内に組合へ事故の発生通知をすること。(家畜商等に生体取引で売買した後に判明した場合や、市場で売渡した後に判明した場合は、家畜商等への賠償金額が生じたときに共済金を支払う。)

「重要事項の説明及び勧誘方針に関する規則」による重要事項のお知らせ

# 重要事項説明書

平素は、NOSA I をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、共済の加入にあたり、次の内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

## 1 「金融商品の販売等に関する法律」に基づく説明

農業共済制度は、農家と国が「掛金」を出しあって共同準備財産を造成しておき、事故や災害にあったときに損害の補償をするための「共済金」を支払うという相互扶助を基本として農業保険法で裏付けられている唯一の制度です。行政庁の指導・監督のもと、組合・国の2段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みを採っております。

しかしながら、大災害が発生し、長野県農業共済組合の各事業の積立金の状況によっては万が一、お支払する共済金が削減されることがあります。

## 2 「個人情報保護に関する法律」に基づく説明

加入者の皆様の個人情報を適正に取り扱うために、関係法律、諸法令及び個人情報保護委員会のガイドラインに定められた義務を誠実に遵守します。その取扱いについては次のとおりです。

- ・引受推進、損害評価・共済金等の支払及び損害防止事業等の実施等への利用
- ・保険金及び補助金請求等に係る事務の共同処理等のための関係団体等への提供利用
- ・その他、関係法令・条例に定められた事業運営上必要な目的のための利用個人情報の開示、内容の訂正・追加・削除及び利用の停止等の請求がある時は、本人または代理人確認を実施したうえで対応します。

## 3 「反社会的勢力への対応に関する基本方針」に基づく説明

「反社会的勢力への対応に関する基本方針」に定義されている反社会的勢力に該当することが判明した場合、ならびに反社会的勢力に該当しないこと及び自らまたは第三者を利用し暴力的な要求行為等を行わないことを表明・確約いただけない場合は、加入申し込みをお断りします。

加入後に反社会的勢力であることが判明した場合、または暴力的要求行為等をした場合は、共済契約が無催告で解除される場合があります。この場合、納付した共済掛金等は返還しません。

本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、組合担当までお問い合わせください。

この説明書で分かりにくい点、また、詳細については、NOSA I 長野にお問い合わせ願います。